

危害行為防止基本方針に盛り込むべき内容について

令和3年8月11日
国土交通省 航空局

1 危害行為の防止の意義及び目標に関する事項

盛り込むべき事項の例：

○意義

- 危害行為の防止のための措置(以下「航空保安対策」という。)は国家安全保障上重要な対策であり、国が責任を持って主導的な役割を果たすものであること
- 国際的なテロの脅威
- コロナ禍からの航空需要の回復、国内での大規模イベントの実施
- 旅客等の安全を確実に確保することが必要 等

○目標

- 航空機や空港を対象としたテロ・ハイジャックの発生件数を引き続きゼロとする
- 目標達成に向けた留意点(国が航空保安対策全体を主体的にマネジメント等) 等

2 危害行為の防止のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項

盛り込むべき事項の例：

- 国は主体的に航空保安対策全般の総合調整を行うとともに、航空保安対策を巡る課題の解決に向けて、各種会議体を活用した関係者間での議論の促進、連携強化等も通じながら、責任を持って主導的役割を果たす
- 具体的には、航空保安に関し、国は以下のような事項を実施する
 - ・ 先進機器の導入推進、保安検査員の労働環境の改善等の保安検査の量的・質的向上のための取組の推進
 - ・ 保安検査の実施主体や費用負担のあり方に関する検討
 - ・ 航空保安に関する基準の制改定
 - ・ 国際機関、外国当局との協調及び連絡
 - ・ 関係者(空港管理者、航空運送事業者、検査会社等)への監査、指導、支援、教育訓練
 - ・ 事案発生時の対策の見直し及び再発防止
 - ・ 航空保安をとりまく状況や現場の課題の把握及びそれらに応じた基本方針や各種施策の見直し
 - ・ 旅客等に対する改正航空法を含む航空保安に関する制度等の十分な周知・啓発
 - ・ 基本方針に基づく関係者への指導・助言 等

3 保安検査に関する基本的な事項

盛り込むべき事項の例：

○以下に関する基本的な事項を記載する。

- 保安検査の意義・目的
- 保安検査の対象(対象となる旅客や携行品等)
- 保安検査の実施主体(実施主体のあり方に関する検討の方針を含む)
- 検査方法や検査機器、検査員の配置
- 検査員による指示の手続(検査員が法律に基づき指示を出せるケースの例示を含む) 等

4 預入手荷物検査に関する基本的な事項

盛り込むべき事項の例：

○以下に関する基本的な事項を記載する。

- 預入手荷物検査の意義・目的
- 預入手荷物検査の対象(対象となる旅客や手荷物等)
- 預入手荷物検査の実施主体(実施主体のあり方に関する方針についての検討を含む)
- 検査方法や検査機器、検査員の配置
- 検査員による指示の手続(検査員が法律に基づき指示を出せるケースの例示を含む) 等

5 保安検査等の実施体制の強化及び検査能力の向上に関する基本的な事項

盛り込むべき事項の例：

○以下に関する基本的な事項を記載する。

- 総論
(保安検査員の厳しい労働環境や今後の航空需要の増大を見据えた効率的な保安検査実施の必要性、保安検査の実施主体や費用負担のあり方についての検討の実施等)
- 検査員の労働環境改善を含む人材確保、教育訓練の充実、支援
- 先進的な保安検査機器の導入に関する考え方
- 保安検査の実施主体や費用負担のあり方に関する検討の方針 等

6 その他危害行為の防止のために空港等の設置者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

盛り込むべき事項の例：

○保安検査及び預入手荷物検査以外に空港等の設置者等※¹が講ずべき措置として、以下に関する基本的な事項※²を各措置の実施主体・意義等と併せて記載する。

- ・ ターミナルビル、制限区域、ランドサイドに係る航空保安対策
- ・ 航空機に係る航空保安対策
- ・ 航空貨物に係る航空保安対策 等

※¹ 空港等の設置者等：空港等の設置者・運営権者、航空旅客取扱施設の管理者、航空運送事業者、保安検査を行う者、保安検査業務受託者、預入手荷物検査を行う者、預入手荷物検査業務受託者 等

※² 意義、実施主体、措置の内容、保安検査に関わる職員による指示の手続（職員が法律に基づき指示を出せるケースの例示を含む）等をそれぞれに応じて記載する。

7 危害行為の防止に関する施策に係る国と空港等の設置者等との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する基本的な事項

盛り込むべき事項の例：

○総論

(国は航空保安の確保に主導的な役割を担い、空港等の設置者等は、航空保安対策の担い手として、危害行為の防止にあたって必要な任務を遂行 等)

○主体毎の航空保安対策に係る役割分担

- 空港の設置管理者、運営権者
- 航空旅客取扱施設の管理者
- 航空運送事業者
- 保安検査を行う者
- 保安検査業務受託者
- 預入手荷物検査を行う者
- 預入手荷物検査業務受託者

等

○保安検査に係る費用の分担

○関係者間における連絡体制の構築

○関係者間の連携の強化

- 有識者・実務者を含む会議体や協議会等の設置・活用、機能強化
- さらに保安検査の実施主体や役割分担の見直しや費用負担のあり方の検討を進める 等

8 その他危害行為の防止に関する基本的な事項

盛り込むべき事項の例：

- 基本方針の有効性の評価及び定期的な見直し
- 他の施策との連携 等